

概要書面

サロン控

No. _____

この書面は、特定商取引に関する法律（以降、「特商法」とします。）で定める事前説明文書（特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面）として、特定継続的役務（契約期間が1ヶ月を超え且つ契約金額が5万円（税込）を超える、エステティックサービス）のご契約に先立ってお渡しする書面です。内容を十分確認の上、ご契約をお願いします。当サロンでは特商法等適用される関連法令を遵守し、お客様の美容に資する良質・適正・良心的なサービスを行って参ります。

●**エステティックサービスメニューについて** 施術内容、金額などにつきましては別紙メニュー表をご覧ください。コースの設定例につきましては下記をご覧ください。

お客様契約内容

施術内容	施術内容明細	単価	回数	料金（税込）					
				¥					
				¥					
				¥					
				¥					
合計金額				¥					

●**お支払について** ①現金払い ②paypay ③クレジットカード

●**ご利用について** パッケージコースをご契約頂きましたら、お店でのカルテでコース管理を行います。又チケットを発行する場合があります。その際にご利用の都度チケットからご利用分を精算させていただきます。

●**解約について** 契約期間が1ヶ月を超え且つ契約金額が5万円（税込）以上のエステティックサービスおよび関連商品契約が対象となります。

クーリングオフ

■特定継続的役務提供受領者（エステティック契約者）は締結した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により、その契約を解除（クーリングオフ）することができます。

■クーリングオフに伴う損害賠償、違約金、本契約役務ご利用代金の支払い請求はいたしません。

●**抗弁権の接続** ◇信販会社・クレジット会社をご利用された場合に適用されます。詳しくは信販会社・クレジット会社の契約書をご覧ください。

●**前受金の保全処置** ◇前受金の保全処置はありません。

●**施術を受けられる際の注意事項**

◇ご予約のキャンセル、変更は、予約日の前日15:00までにお申し出ください。予約日の前日15:00を経過した場合は、所定のキャンセル料(予定していたエステティックサービス料金)を頂戴します。◇当日施術予定時刻に遅れてご来店した場合、公共交通機関に依る遅れの場合は、遅延証明書をお持ちください。お持ちいただけない場合はサービスを受けることが出来なくなる場合があります。その場合、10分を超えた遅刻の場合は1回分の消化とします。◇ご病気、ご妊娠、生理中は、サービスをお受けいただけません。◇サービスを受ける前に、コンタクトレンズ、眼鏡、指輪、イヤリング、時計などはお外しください。その際、スタッフはお預かりしませんので、ご自身で管理をお願いします。(コンタクトレンズをご使用の場合は、ケース・保存液などをご持参ください。)貴重品はご自身での管理をお願いしますが万が一、紛失などの事故につきましては責任を負いかねますので、高価なものは、出来るだけご持参なさらないようお願いいたします。◇サービスを受ける前に身体に何らかの変調がある場合は、必ず事前にお申し出ください。お申し出が無かった場合は責任を負いかねます。◇サービスを受けるにあたり障害と考える事由か、持病および体質(光アレルギー、敏感肌性、医薬品の服用、その他のアレルギー等)がある場合は、必ず事前に申し出ください。お申し出が無かった場合は責任を負いかねます。◇上記ならびに業務上支障を生じると判断したときは、ご来店または施術をお断りする場合があります。◇お肌の状態などにより、施術後のケア方法をアドバイスさせていただいたり、注意事項を申し上げる場合がございます。注意事項をお守りいただけない場合は責任を負いかねます。万一、施術部位に異常を生じ、その原因がエステティックサービスに起因する疑いがある場合には、直ちにサロンにお申し出ください。お申し出が無かった場合には、責任を負いかねます。

●**その他**

◇満20歳に満たない未成年者のお客様につきましては、ご両親(親権者)の同伴もしくは「未成年契約同意書」を提出いただきます。◇未成年者であっても結婚(法律上の婚姻)をされている方は、成人としてみなされます。(民法753条)◇未成年者が成人であると信用させるために年齢を偽った場合や、既に法定代理人の同意をもらっているなど、詐術を用いたとき(民法20条)、法定代理人から許可された営業に関する契約(民法6条)の場合は、未成年者取り消しができません。◇小さいお子様やペットを伴ってのご来店および飲酒されてのご来店は、ご遠慮ください。◇エステティックコースは、予告無く変更または販売を終了させていただく場合があります。販売終了となったコースのチケットをお持ちの場合は、同等のコースを代替いたします。◇エステティック効果には、個人差がございますので、特定の効果・結果を保証するものではありません。また、コース代金は、施術に対するものであり、特定の効果・結果に対してのものではございません。◇チケットの内金としてご入金をされた場合は、必ず6ヶ月以内にご精算してください。◇お客様より性的要求や過剰サービスの要求を行った場合、来店拒否の対象となります。その結果、購入されました回数券の返金はございませんことご了承ください。◇金融機関などとの間に前受金の保全のための契約および処置はございません。◇天変地異および故意による事故・損害などに対する責任は負いません。◇本書に定め無き事項についての問題が発生した場合は、双方の協議により誠意をもって友好的な解決に努めることとします。やむをえず訴訟の必要が生じた場合は、当本社所在地の裁判所を一審裁判所とします。

会社名

住 所

電 話

代表者

西暦 年 月 日 上記、概要書面の全事項を承諾いたしました _____

